

北海道地方社会保険医療協議会議事規則

（趣旨）

第1条 北海道地方社会保険医療協議会（以下「協議会」という。）の運営に関しては、社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号。以下「法」という。）及び社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（協議会の招集）

第2条 会長は法第2条第2項に規定する事項について、同法第7条第2項に定める場合のほか、北海道厚生局長の求めがあったとき又は会長が必要と認めたときは、その日から2週間以内に、協議会を招集するものとする。

2 会長は協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知しなければならない。

（議事の公開）

第3条 協議会の議事は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（代理者による意見の開陳）

第4条 法第3条第1項第1号及び第2号の委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。

（発言）

第5条 委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

2 関係行政庁の職員は、会長の承認があった場合は、会議に出席して発言することができる。

（採決）

第6条 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を宣しなければならない。

2 採決の結果は、会長が宣しなければならない。

3 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員の要求があるときは、少数意見を答申又は建議に付記するものとする。

4 委員はやむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

（採決の特例）

第7条 会長は、やむを得ない事情により協議会を開催することが困難であり、かつ、緊急に協議会に諮る必要があると認めるときは、電話、文書の送付、その他の方法により、会議を開き、採決を求めることができる。

2 会長は、前項の規定による採決を行った場合、その結果を各委員に通知するものとする。

(途中出席、退席の許可)

第8条 会議に出席する者は、開会後に出席し又は開会前に退席しようとするときは、事前に会長の許可を受けなければならない。

(議事要旨等)

第9条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事要旨に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事要旨は公開とするものとする。

3 会長は、事務局職員をして議事録を作成させ、議事録には、会長及び会長の指名する委員2人が署名するものとする。

(部会)

第10条 協議会は、令第1条第1項の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定（次の各号に掲げる事項は除く。）について審議するために必要があるときは、その議決により、部会を置くことができる。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定
- 二 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第3項の規定に基づく指定の拒否
- 三 同法第65条第4項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申請に係る病床の全部又は一部を除いて行われる指定又は指定の変更

第11条 部会は次に掲げる委員8名をもって構成する。

- 一 法第3条第1項第1号の委員 3人
- 二 法第3条第1項第2号の委員 3人
- 三 法第3条第1項第3号の委員 2人

第12条 部会の部会長は、その議決事項を会長に報告しなければならない。

第13条 会長は、前条の報告を受けたときは、協議会に付議しなければならない。ただし、その報告が第10条の規定により設けられた部会の議決であって保険医療機関又は保険薬局の指定を可とするものであるときは、部会の議決をもって協議会の議決と見なすことができる。

2 会長は、前項ただし書きによる取扱いをしたときは、次の協議会においてそのことを報告しなければならない。

(答申、建議)

第14条 協議会が北海道厚生局長に答申し、または建議するときは、議事要旨又はその写しを添付しなければならない。

第15条 第2条から第9条（第9条第3項を除く）までの規定は、部会において準用する。

附則

この規則は平成20年10月1日から適用する。

附則

この規則は令和4年3月16日から適用する。